

平成 29 年 7 月 3 日

意見発表

高橋(稔)委員

公明党県議団を代表し、当常任委員会に付託されました諸議案に賛成の立場で意見を申し述べます。

はじめに、神奈川県個人情報保護条例の一部改正についてであります。

情報通信技術の発展に伴い、制定時には想定されていなかったパーソナルデータの利活用が可能になったことを背景に、個人情報の適正かつ効果的な活用を図るため個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が改正されたことを受けての条例改正であります。

今回の法改正では、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の制度化が図られるとともに、取り扱う個人情報の数が 5,000 人以下である、いわゆる小規模事業者に対しても法適用となったところであります。また、特定の個人を識別できなくした匿名加工情報の作成や提供等についても規定され、自由な流通、利活用を促進するともされました。特に条例改正素案では、小規模事業者のみを対象とする規定の廃止があり、質疑の中でも小規模事業者の中には自治会や P T A といった団体も対象になることを確認したところでありますが、今回の改正を受けて、当該団体等は戸惑うことも多々あると思われまます。一方で、県民にとっては自身の個人情報が適正に取り扱われることに強い関心をもっていると思ひます。

そこで、県は、県の保有する個人情報の適正管理を行うことはもとより、民間事業者の取り扱う個人情報についても、しっかりと助言できる体制や新たに適応対象となることに対応するための支援や相談窓口の設置や制度の周知徹底を図るなど、県全体としての個人情報の適正管理がなされるように要望いたします。

次に、報告事故に関連してであります、棟方志功の版画紛失に係る中間報告について一言を申し述べます。

捜査中ではあります、今回の事件において、長期間にわたり報告がないなど結果的には帰責事由の一つとして善良な管理者責任が問われると思ひます。また、その義務の欠如があつたことは否めません。

版画の実物がカラーコピーに入れ替わり、その後に学芸員や一般の職員の目に触れてはいたが、見破ることができなかつたわけで、美術に造詣があるであろうと思われ一般の方が見破つたことを考え合わせますと、今後、複眼的に管理状況を把握できる仕組みを構築するなど、美術品の管理体制について適正に取り組んでいただくよう要望しておきます。